

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第八十九號

昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十七號鳥取縣林產物等手數料規則の一部を次のように改め昭和二十三年十二月一日からこれを施行する。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「鳥取縣林產物等手數料規則」を「鳥取縣林產物等檢查手數料規則」に改める。

告示

◇鳥取縣告示第六百號

物價統制令第四條の規定により昭和二十二年七月鳥取縣に、二、製材一石につき「五円五拾錢」を「拾式円」に、三、木炭拾丘俵一俵につき「六拾錢」を「壹圓參拾錢」に、拾五丘俵一俵につき「壹圓」を「式圓」に、式拾丘俵一俵につき「壹圓參拾錢」を「壹圓六拾錢」

昭和二十三年十一月三十日 火曜日
第千九百六十五号

本篇ノ大キサヘ調定規格▲列5

に、參拾丘俵一俵につき「貳圓」を「四円」に、四、普通薪一層積石につき「七拾錢」を「壹圓五拾錢」に、五、ガス用薪八貢につき「七拾錢」を「壹圓五拾錢」に、六、木ろう「百斤につき拾五円」を「生ろう百斤につき貳拾四円、白ろう百斤につき四拾円」に改める。

第三條中「七拾錢むらさき色」を削り、壹圓參拾錢あい色の次に「壹圓五拾錢はい色」を、貳圓とび色の次に「貳圓六拾錢むらさき色」「四円き色」を夫々加える。

昭和二十三年十一月三十日

第三種鐵道部印

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年十一月三十日 記

◇鳥取縣告示第六百一号 昭和二十三年九月鳥取縣告示第四百四十号（理髮店の等）

総指定期の件 中次のよう改正する。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、普通地区特級店の項中、東伯郡倉吉町（一五店）とあるを（二二店）とし次の者を加える。

岸本 定雄 石井みよの 岡本多年代

小谷貞五郎 前田吉太郎

樋口眞智恵 小林 恵一

◇鳥取縣告示第六百二号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により氣高郡明治村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のよう指定する。

昭和二十三年十一月三十日

00367

00367

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字越殿町
一四〇五ノ一〇

山 本 清 子

一、建築物の位置

東伯郡倉吉町大字越殿町
一四〇五ノ一〇

一、同 構造

木造
粉葺

一、同 用途

住宅

一、同 構造

木造
粉葺

一、同 規模

建築面積
突出する部分 同
二六、六平方米

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内

に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡した場合は十日以内に、

届出ること。
一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の
條項を増減若しくは変更することがある。

◇鳥取縣告示第六百三号

労務加配主要食糧輸入通帳の裏面に押捺する配給行印を左の通り定め右以外の捺印はこれを無効とする。

昭和二十三年十一月三十日 同

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

島 田 大 因

